

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の 買取り・買増し	
取扱場所	大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	大阪市において発行する朝日新聞および毎日新聞
株主に対する特典	なし

(注) 1 当社の定款の定めにより、株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (3) 単元未満株式の買増しを請求する権利
- 2 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日 法律第88号)の施行に伴い、以下のとおり変更となった。
- (1) 単元未満株式の買取り・買増しを含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行う。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座管理機関である三菱UFJ信託銀行が直接取り扱う。
 - (2) 単元未満株式の買取り・買増しの取次所は廃止された。
 - (3) 平成20年11月26日開催の取締役会の決議により、平成21年1月5日を効力発生日とする株式取扱規則の改正を行い、買取り・買増しの手数料を無料とした。
- 3 平成21年6月26日開催の第85回定時株主総会の決議により定款が一部変更され、会社の公告方法は次のとおりとなった。

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告による公告を行うことができない場合は、大阪市において発行する朝日新聞および毎日新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのURLは次のとおりである。<http://www.kepco.co.jp>